

宮城県地域生活定着支援センター設置運営事業委託事業者募集要領

高齢であるため、又は障害を有するため、矯正施設から退所、あるいは被疑者又は被告人であつたものが釈放後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所等と協働して、退所あるいは釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的として、宮城県地域生活定着支援センターを設置するにあたり、以下のとおり委託先を募集する。

第1 委託事業名

宮城県地域生活定着支援センター設置運営事業

第2 事業内容

宮城県地域生活定着支援センター設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）及び宮城県地域生活定着支援センター設置運営事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

第3 委託（予定）期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4 事業費（委託上限額）

28,999千円（消費税及び地方消費税を含む。）

第5 応募資格

1 以下の（1）から（8）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）宮城県内に事業所を有する法人であつて、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目において滞納及び未納がないこと。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

（3）宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。

（4）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

（5）以下の①から③のいずれかの手続きをしている者又はされている者ではないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
- （6）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- （7）宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- （8）委託業務を確実に遂行する能力を有すること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととするが、再委託先においても上記1の（1）から（8）までの条件を満たさなければならない。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第6 スケジュール

1 企画提案募集の公告	令和8年1月16日（金）
2 業務に関する質問受付 (電子メールのみ)	令和8年1月16日（金）から 令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）
3 質問回答期限	令和8年2月6日（金）
4 参加申込期間 (応募書類提出期間)	令和8年1月16日（金）から 令和8年2月16日（月）午後5時まで（必着）
5 委託候補者選考委員会	令和8年2月19日（木）
6 選考結果の通知及び公表	令和8年2月下旬【予定】
7 選考業者との見積合わせ	令和8年3月下旬【予定】

第7 応募にかかる提出書類

提出部数は正本1部とし、あわせて、電子データを電子メールにより送付すること。

- 1 宮城県地域生活定着支援センター設置運営事業委託応募書（別添様式1）
- 2 宮城県地域生活定着支援センター事業計画書（以下「計画書」という。）（別添様式2）
- 3 団体の概要に関する書類（別添様式3）
- 4 誓約書（別添様式4）
- 5 その他添付書類
 - (1) 定款等の写し
 - (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）
 - (3) 役員名簿
 - (4) 事業者の組織体制や業務の内容を表すもの（概要、パンフレット等）
 - (5) 本業務受託時の施行体制図
 - (6) 直近1年の事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書
 - (7) その他、県が必要と認める書類（指示した場合のみ提出）

第8 応募方法等

1 提出場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁7階

宮城県保健福祉部社会福祉課 団体指導班

(電話：022-211-2516 メールアドレス：syahukd@pref.miyagi.lg.jp)

2 提出期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月16日（月）午後5時（必着）まで

（※土日祝日を除く。平日は午前9時から午後5時まで。）

3 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便による。）

4 募集に関する質問の受付及び回答

募集要領に関する質問を次のとおり受け付ける。質問に関する回答は、社会福祉課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。

なお、質問内容によっては回答しない場合がある。

（1）受付期間 令和8年1月16日（金）から令和8年1月30日（金）午後5時まで

（2）受付方法 質問票（別添様式5）に記入の上、電子メールにより送付すること。

第9 委託候補者の選考方法等

1 参加資格・提出書類等の確認

「宮城県地域生活定着支援センター設置運営事業委託事業者募集要領」、「設置運営要綱」、「仕様書」に基づき、参加資格、事業費（委託上限額）、提出書類などの条件を満たしていることを確認する。3を超える事業者から応募があった場合は、（2）に定める委託候補者選考委員会に先立ち書類による事前審査を実施するものとする。

2 採点基準・選定方法

（1）採点基準

評価項目ごとに次の基準で採点を行う。（評価項目 100点満点）

- | | | | |
|---|-----------|-------|----|
| ア | 特に優れている場合 | | 5点 |
| イ | 優れている場合 | | 4点 |
| ウ | 普通である場合 | | 3点 |
| エ | やや劣る場合 | | 2点 |
| オ | 特に劣る場合 | | 1点 |

※計画書に評点項目に関する記述がない場合は、「1点」とする。

（2）委託候補者の選定方法

県が設置する委託候補者選考委員会（令和8年2月19日（木）【予定】）において、提案者（「1」に定める事前審査を実施した場合は、当該審査で選考された者に限る。）から提出された計画書に係るヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施し、次の選考基準に従い評価し、委員会の委員が審査項目ごとに得点を付与し、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を委託候

補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、総合得点が最も高い者を選定する。

ただし、採点評価の結果、総合得点が満点の6割に満たない提案者は選定しないものとする。

審査項目	審査内容		評価のポイント・着眼点	評価点	加重
1 運営方針 配点 30 点	(1) 10 点	指針、設置運営要綱及び仕様書に沿った方針の設定及び公正かつ中立的な体制の確保	・宮城県地域生活定着支援センターの運営方針について、設置運営要綱及び仕様書に沿ったものとなっているか。 ・業務の遂行に当たり、公正かつ中立的な姿勢を保つような体制が整えられているか。	5 4 3 2 1	×2
	(2) 10 点	円滑かつ効果的な支援を行うための体制整備	・業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウがあるか。 ・利用者本人のニーズを踏まえ、活用可能な社会資源を効果的に利用できる体制があるか。	5 4 3 2 1	×2
	(3) 10 点	事業対象者に係る支援実績	・矯正施設を退所した高齢者・障害者の支援を実施した実績があるか。	5 4 3 2 1	×2
2 管理運営 配点 30 点	(1) 10 点	必要な職員体制の確保	・設置運営要綱及び仕様書に基づいた職員体制（職員数）が確保されているか。 ・事業の実施に必要な経験、資格、経験等を有する職員を配置するか。	5 4 3 2 1	×2
	(2) 5 点	適切な労務管理の実施	・宮城県地域生活定着支援センターの運営体制について、設置運営要綱及び仕様書に基づき、労務管理の面から具体的に計画されているか。	5 4 3 2 1	
	(3) 10 点	効果的な職員研修の実施	・職員の資質向上のため効果的な研修が具体的に計画されているか。	5 4 3 2 1	×2
	(4) 5 点	適切な業務進行管理	・事業の規模や内容等について、設置運営要綱及び仕様書に基づいた適切な計画であるか。	5 4 3 2 1	
3 事業内容 配点 30 点	(1) 10 点	利用者の意思や主体性の尊重	・利用者の意思や主体性を最大限に尊重できるものとなっているか。	5 4 3 2 1	×2
	(2) 10 点	関係機関との連携	・保護観察所との連携が整えられているか。 ・他の都道府県の地域生活定着支援センターとの連携体制が整えられるか。 ・福祉サービス提供施設等との恒常的な連携が確保できるか。 ・事業を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関等からなる会議の開催が予定されているか。	5 4 3 2 1	×2
	(3) 5 点	個人情報保護の取り組み	・個人情報に関する取り組みは適切か。	5 4 3 2 1	
	(4) 5 点	その他	・宮城県地域生活定着支援センター事業に関する有益な提案があるか。 ・仙台地方検察庁刑事政策推進室との連携等、罪に問われた高齢・障害者等の社会内処遇の推進に資すると考えられる取り組みを行っているか。 ・高齢者福祉や障害者福祉等、普段から社会福祉貢献活動や地域住民の理解が得られるようにするための取り組みを行っているか。	5 4 3 2 1	
4 収支計画 配点 10 点	(1) 10 点	適正な経費の積算	・事業の実施に必要な経費は、適正かつ経済的に積算されているか。	5 4 3 2 1	×2

(3) 選定結果の通知

選定結果については、応募者全てに文書で通知する。(令和8年2月下旬予定)

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

第10 その他留意事項等

- (1) 採用された法人又は団体については、県と協議の上、宮城県財務規則等の規定に基づき委託契約を締結する。(令和8年3月下旬予定)
なお、その際、提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、財務規則第98条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (3) 次に該当する場合は失格とする。
 - ① 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
 - ② 応募書類や提案内容に虚偽があることが判明した場合。
- (4) 審査結果及び採択事業者名を県のホームページに公表する。
- (5) 提出された書類は、事業実施団体の選定以外に原則として使用しない。
- (6) 提出された書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (7) 提出された応募書等の書類については、返却しない。
- (8) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めない。
- (9) 応募受付後に辞退する場合には、書面にて提出すること。(様式は任意)
- (10) 応募に係る諸費用は応募者が負担すること。
- (11) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- (12) 本委託事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始前に契約手続きを進めることとする。
この業務に係る歳出予算が不成立となったときは、業務を中止することがある。